

# 茨木市立耳原小学校

## PTA規約

### 個人情報取扱規則

令和3年度3月31日改正版

# 茨木市立耳原小学校PTA規約

## 【第一章 名称】

第一条 本会は、茨木市立耳原小学校PTAと称し、事務所を茨木市立耳原小学校(茨木市耳原2丁目20-5)におく。

## 【第二章 目的】

第二条 本会は、保護者と教職員が協力して、学校と家庭・地域社会の連携を密にし、健全な児童の成長を図り、民主教育の発展を図ることを目的とする。

## 【第三章 方針】

第三条 本会は、前条の目的を遂行する為に次の方針で活動する。

- ① 本会は、政治的・宗教的・営利的色彩をもつものではなく、主体性をもって、他のいかなる団体等の干渉も受けない。
- ② 本会は、目的を果たすため、目的を同じくする他の団体と提携し、協力することが出来る。
- ③ 本会は、学校の教育活動を助ける為に協力するが、学校の管理運営や教職員の人事には干渉しない。

## 【第四章 会員】

第四条 (一) 本会の会員は、学校に在籍する児童の保護者と、学校に勤務する教職員とする。

(二) 会員は、全ての平等の権利・義務を持つ。

(三) 校長は、各種の会合に出席して意見を述べる事が出来る。

(四) 会員は、役員または、委員を子供1人につき1回以上しなければいけない。双子以上の場合も子供の人数分を行う。但し、会長に就任した会員は兄弟分の役員または委員を免除することができる。

## 【第五章 会計】

第五条 本会の経費は、会費・自発的な寄付金及びその他の収入によって支弁する。

第六条 会費は、一家庭一口月額 二百円とし、年二期に分けて納める。

但し、令和二年以前の入学児童においては月額百五十円とする。この但書は令和八年度末を以て削除する。

第七条 本会の資産は、第二章の目的達成の為に以外には使用してはならない。

第八条 総会の議決を経て特別会計を設けることが出来る。

第九条 本会の会計年度は、四月一日～翌年三月三十一日までとする。

## 【第六章 役員の構成】

第十条 (一) 本会の役員は次の通りとする。

- |       |      |         |
|-------|------|---------|
| ①会長   | 一名   | 保護者     |
| ②副会長  | 二名   | 保護者     |
| ③書記   | 二名以上 | 保護者・教職員 |
| ④会計   | 二名以上 | 保護者・教職員 |
| ⑤会計監査 | 若干名  | 保護者     |

- (二) 役員任期は一年とする。但し、兼任は認めないが再選は妨げない。
- (三) 役員同一役職の任期は三年と限定する。
- (四) 役員に欠員を生じた場合は総会にはかり、補充する。

《 令和四年度より 》

第六條 (一) 本会の役員は次の通りとする。

- |        |      |         |
|--------|------|---------|
| ①会 長   | 一名   | 保護者     |
| ②副会長   | 二名   | 保護者     |
| ③書 記   | 二名以上 | 保護者・教職員 |
| ④会 計   | 二名以上 | 保護者・教職員 |
| ⑤会計監査  | 若干名  | 保護者     |
| ⑥執行部補佐 | 若干名  | 保護者     |

- (二) 役員任期は一年とする。但し、兼任は認めないが再選は妨げない。
- (三) 役員同一役職の任期は三年と限定する。
- (四) 役員に欠員を生じた場合は総会にはかり、補充する

【 第七章 役員の仕事 】

第十一條 役員の仕事は次の通りである。

- ① 会長は、本会の代表者であって会務を統括し、全ての集会を召集し、指名委員会を除く他の委員会の委員長・委員を委嘱し、かつ総会の決議事項について執行の責任を負う。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は、代理を務める。
- ③ 書記は、総会その他重要な集会の議事及び全般の活動状況を記録保管し、各種会合の開催通知をする。
- ④ 会計は、本会の予算案を作り、全ての金銭の収入・支出を正確に記録し総会の都度報告し、年度末総会において、会計監査を経た決算を報告する。
- ⑤ 会計監査は、その年度の会計を監査し、その結果を年度末に報告する。

《 令和四年度より 》

第十一條 役員の仕事は次の通りである。

- ① 会長は、本会の代表者であって会務を統括し、全ての集会を召集し、指名委員会を除く他の委員会の委員長・委員を委嘱し、かつ総会の決議事項について執行の責任を負う。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は、代理を務める。
- ③ 書記は、総会その他重要な集会の議事及び全般の活動状況を記録保管し、各種会合の開催通知をする。
- ④ 会計は、本会の予算案を作り、全ての金銭の収入・支出を正確に記録し総会の都度報告し、年度末総会において、会計監査を経た決算を報告する。
- ⑤ 会計監査は、その年度の会計を監査し、その結果を年度末に報告する。
- ⑥ 執行部補佐は、必要に応じて執行部四役の補佐を行う。

【 第八章 役員選挙 】

第十二條 役員選挙及び就任は次の通り行う

- ① 役員候補者の選出は、役員候補者指名委員会（以下「指名委員会」という）で行う。

② 指名委員会の構成は、次の通りとする。

- |          |        |
|----------|--------|
| イ 執行部より  | 三名以上互選 |
| ロ 教職員より  | 二名以上互選 |
| ハ 各委員会より | 二名以上互選 |

(活動期間が限られているため会議になるべく毎回出席できる者とする)

- ③ 指名委員の選出については、執行部は会長及び副会長以外、各委員会においては委員長及び副委員長以外からの選出とし、各委員においてその選出方法を決定し選出する。
- ④ 指名委員会は、互選により委員長、副委員長を決定する。
- ⑤ 指名委員会は、役員候補者を選考し、全会員に通知しなければならない。
- ⑥ 役員は年度末総会において選出され、四月一日に就任する。
- ⑦ 指名委員会は、役員の就任と同時に消滅する。

第十三条 公職選挙法により選挙された公職者は、役員にはなれない。

## 【 第九章 総会 】

第十四条 総会は、本会の最高議決機関である。

第十五条 総会は、会員の過半数（委任状を含む）の出席がなければ無効とする。

第十六条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は新会計年度開始以後二ヶ月以内に一回召集しなければならない。臨時総会は、会長が必要と認めた時、又は会員の五分の一以上の要求があった時に随時開く事が出来る。

第十七条 次の事項は、総会において審議し、承認を受けなければならない。

- ① 役員の選出
- ② 規約の改正
- ③ 予算案及び活動計画
- ④ 会務及び決算報告
- ⑤ その他重要な事項

## 【 第十章 委員総会・運営委員会 】

第十八条 会長が必要と認めた場合は委員総会を開く事が出来る。

第十九条 委員総会は、役員・各種委員によって構成、年度計画、調整、児童の郊外における生活の補導強化その他の事項について審議する。

第二十条 運営委員会は、本会の役員（会計監査は票決に加わらない）委員会の委員長・副委員長・校長・教頭によって構成される。

第二十一条 運営委員会の任務は、次の通りである。

- ① 各種委員会によって立案された活動計画を審議・検討する。
- ② 総会に提出する報告書、議案、予算案、決算書を作成する。
- ③ 内規の制定改廃
- ④ 第三条第②号による新たに連携協力する団体の承認。
- ⑤ 必要のある場合には、特別委員会を設けることが出来る。
- ⑥ その他会員による委任された会務を処理する。

第二十二条 運営委員会の例会は毎月一回開くことを原則とする。

## 【 第十一章 各種委員会 】

第二十三条 本会には次の委員会を設ける。

- ① 学 年 委 員 会 ・ ・ ・ ・ ・ 学年の学習環境整備に努め学年内会員の諸活動の計画立案にあたる。  
構成は前年度委員より委員長一名。副委員長二名選出。  
委員数は総勢 18名とする。  
(人数設定 1年3人 2年3年4年各4人 5年3人)
- ② 地区補導委員会 ・ ・ ・ ・ ・ 第二条・第三条の定めに沿って、地区内の具体的な問題を討議できる様取り計らうと共に、環境浄化運動に積極的に取り組み、児童の生活補導の強化を図る。  
構成は前年度委員より委員長一名、ブロック毎に長を一名とし、登校班人数により委員人数は変動する。
- ③ 文化・保健委員会 ・ ・ ・ ・ ・ 会員の教養を高めると共に、保健厚生に努める。  
構成は前年度委員より委員長一名。副委員長二名選出。  
委員数は各学年二名とし総勢十二名とする。
- ④ 広 報 委 員 会 ・ ・ ・ ・ ・ 機関誌を発行し、広く会員に会の活動を知らせ、又意見の交換に努める。  
構成は前年度委員より委員長一名。副委員長二名選出。  
委員数は各学年三名とする。総勢十八名とする。
- ⑤ 前①～④号の委員会を専門部会と称し、各委員会の委員の数は、運営委員会において各学年単位の相当数を決定し、選出する。

《 令和四年度より 》

第二十三条 本会には次の委員会を設ける。

- ① 地区補導委員会 ・ ・ ・ ・ ・ 第二条・第三条の定めに沿って、地区内の具体的な問題を討議できる様取り計らうと共に、環境浄化運動に積極的に取り組み、児童の生活補導の強化を図る。  
構成は前年度委員より委員長一名、ブロック毎に長を一名とし、登校班人数により委員人数は変動する。
- ② 広報委員会 ・ ・ ・ ・ ・ 機関誌を発行し、広く会員に会の活動を知らせ、又意見の交換に努める。  
構成は前年度委員より委員長一名。副委員長二名選出。  
委員数は各学年三名とする。総勢十八名とする。
- ③ 企画委員会 ・ ・ ・ ・ ・ 会員の教養を高めるとともに、各学年内会員の諸活動の計画の立案にあたる。  
構成は前年度委員より委員長一名、副委員長二名選出。  
委員数は各学年三名とする。総勢十八名とする。
- ④ 前①～③号の委員会を専門部会と称し、各委員会の委員の数は、運営委員会において各学年単位の相当数を決定し、選出する。

第二十四条 各種委員会及び特別委員会の活動計画は、全て運営委員会にはからなければならない。

## 【 第十二章 慶 弔 】

第二十五条 慶弔は以下の通りとする。

- ① 慶弔は、現役PTA会員、教職員、本校在校児童とする。  
イ. 死亡時に、弔慰金 五千元とする。

- ② 慶弔は、PTA会長に各自が報告しなければならない。  
イ. 慶弔費支出専用用紙に記入し、会計に届出しなければならない。
- ③ あいこう会会員の慶弔については、敬意を払い交際費より弔慰金 五千元とする。

【 第十三章 改正 】

第二十六条 本規約は、総会において出席者の四分の三以上の賛成により改正することが出来る。

【第十四章 個人情報の取り扱い 】

第二十七条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則(方法)」に定め、適正に運用するものとする。

付 則

本規約は、昭和五十四年四月一日より執行する。

昭和五十八年	三月	九日	本規約一部改正	平成二十四年	三月	十日	本規約一部改正
昭和五十九年	三月	十四日	本規約一部改正	平成二十五年	三月	九日	本規約一部改正
昭和六十一年	三月	十二日	本規約一部改正	平成二十六年	三月	八日	本規約一部改正
平成 三年	三月	八日	本規約一部改正	平成二十八年	三月	十二日	本規約一部改正
平成 六年	五月	二十三日	本規約一部改正	平成三十〇年	三月	十日	本規約一部改正
平成 七年	三月	一日	本規約一部改正	平成三十一年	三月	九日	本規約一部改正
平成 九年	三月	五日	本規約一部改正	令和 二年	七月	二十日	本規約一部改正
平成 十一年	三月	十日	本規約一部改正	令和 三年	三月	三十一日	本規約一部改正
平成 十二年	三月	一日	本規約一部改正				
平成 十四年	五月	十八日	本規約一部改正				
平成二十一年	三月	十三日	本規約一部改正				

本会の設立年月日は昭和五十四年四月一日とする。

# 個人情報取扱規則

## (目的)

第1条 茨木市立耳原小学校PTA(以下、「本会」という)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース(以下、単に「個人情報データベース」という。)の取扱いについて定めるものとする。

## (責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## (管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

## (取扱者)

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員・各委員会委員長とする。

## (秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

## (周知)

第7条 個人情報取扱いの方法は総会資料等で会員に周知する。

## (利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1)会費集金、管理
- (2)その他の文書の送付
- (3)役員・会計監査・会員・常任委員・登校班等の名簿の作成
- (4)委員選出、並びに本部役員等の推薦活動
- (5)広報誌、会報誌、PTAホームページへの掲載

## (利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

## (管理)

第10条 個人情報の管理又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

## (保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

## (第三者提供の制限)

第12条 個人情報お欠における場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合

(3)公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合

(4)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行するに對して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第3条 本会は、個人情報(第12条第1号から第4号の場合及び府、市役所を除く)を提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第4条 第三者(第12条第1号から第4号の場合及び府、市役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第5条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第6条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第7条 本会は、役員・常任委員長・会員・常任委員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第8条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切な迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第9条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、運営委員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

附則

本規則は、平成30年3月10日より施行する。